



第5回予防業務優良事例表彰の事例募集

予防課

1 予防業務優良事例表彰の目的

消防庁では、各消防本部の予防業務（危険物に関する業務も含む。以下同じ。）の取組のうち他団体の模範となる優れたものを表彰し、予防部門のモチベーション向上を図るとともに、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し、各消防本部の業務改善に資することを目的として、第5回予防業務優良事例表彰を実施いたします。

2 募集の対象等

令和2年1月1日（水）から令和2年12月31日（木）までの間に各消防本部（複数の消防本部が共同して取組を実施する場合を含む。）で力を入れた予防業務の取組を中心に、他団体の模範となる優れた事例（新型コロナウイルス感染症への対応のため創意工夫した事例を含む。）を幅広く募集します。応募の際の参考のために、募集対象として下記の事例の区分を設けていますが、予防業務に関連する内容（新型コロナウイルス感染症への対応のため創意工夫したものを含む。）であれば広く募集の対象となります。

なお、今回より、過去（第1回から第4回）の予防業務優良事例表彰において受賞した事例についても、取組の継続により内容のさらなる向上が図られている場合は、応募可能にしています。

- I 予防業務の実効性向上に関する取組
- II 予防業務の高度化・専門化に関する取組
- III 予防業務の効率化に資する取組
- IV 予防業務に係る他団体との連携に関する取組
- V 予防業務に係る人材育成に資する取組
- VI 予防業務に係る広報活動に関する取組
- VII 予防業務のデジタル化に関する取組（新設）
- VIII その他予防業務の改善に資する取組

なお、募集の詳細につきましては、実施要綱及び募集要項をご参照ください。

<URL>https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/201111_yobou_1.pdf

3 事例募集期間

令和2年11月11日（水）から令和3年1月15日（金）まで

4 表彰の概要等

- (1) 表彰の対象者は、予防業務の取組のうち他団体の模範となる優れたものを行っている消防本部とします。
- (2) 表彰の種類については、「消防庁長官賞」及び「優秀賞」とし、応募事例の中から、有識者等による選考を経て、表彰事例を決定します。
- (3) 表彰団体には、令和3年5月27日（木）に行われる予定の表彰式において、消防庁長官より、表彰状及び記念品を授与する予定です。
- (4) 優良事例については、表彰の趣旨に鑑み、表彰式の間やホームページへの掲載等を通じて広く全国へ紹介します。

過去に実施した、予防業務優良事例表彰の受賞団体の取組は、事例集として、消防庁ホームページにおいて公表しています。

<URL><https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-6.html>

たくさんの応募を
お待ちしております！



問い合わせ先

消防庁予防課行政係 坂場 鈴木
TEL: 03-5253-7523